

平成30年第2回下仁田町議会臨時会会議録第1号(20日)

招集年月日	平成30年4月20日					
招集の場所	下仁田町議会議場					
開閉会日時 及び宣言	開会	平成30年4月20日午前10時00分			議長	堀口博志
	閉会	平成30年4月20日午前11時56分			議長	堀口博志
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席名 欠員名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	小須田 肇	○	7	佐藤 勇二	○
	2	岡田 邦敏	○	8	千野 榮治	○
	3	永井 正之	○	9	島崎 紘一	○
	4	木暮 弘元	○	10	堀口 博志	○
	5	岩崎 正春	○	11	岡田 武二	○
	6	佐藤 博	○	12	佐藤 公夫	○
会議録署名議員	7番	佐藤 勇二	8番	千野 榮治		
職務のため議場に 出席したものの氏名	事務局長	樋口 令子		書記	佐藤 里奈	
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町長	原 秀男		保健環境課長	岩井 収	
	教育長	茂木 学		農林課長	佐藤 正明	
	町長公室長	神戸 宏		商工観光課長	岡野 均	
	総務課長	浅井 幸則		建設ガス水道課長	林 光一	
	地域創生課長	猪野 馨		教育課長	大小原 敏江	
	住民税務課長	林 通典				
	会計課長	(住民税務課長兼務)				
	福祉保険課長	岡田 恵子				

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
町長挨拶
全員協議会
- 3 第37号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町固定資産評価員の選任について）
- 4 第38号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町税条例の一部を改正する条例）
- 5 第39号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 6 第40号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度下仁田町一般会計補正予算（第9号））
- 7 第41号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号））
- 8 第42号議案 下仁田町ガス事業譲渡に伴う関係条例の整理に関する条例
- 9 第43号議案 財産の処分について

会 議 の 経 過

開 会 平成30年4月20日 午前10時00分

○議長 堀口博志 ただいまから、平成30年第2回下仁田町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 堀口博志 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、7番 佐藤勇二君と、8番 千野榮治君を指名いたします。

○議長 堀口博志 続いて、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。

本臨時会の会期は、本日一日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 堀口博志 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日に決定いたしました。

○議長 堀口博志 続いて、町長から臨時会招集の挨拶を願います。町長
(原秀男町長 登壇)

○町長 原秀男 皆さん、こんにちは。

平成30年第2回下仁田町議会臨時会開会に当たり、ご指名をいただきましたので一言ご挨拶を申し上げます。

今日は、議員の皆様におかれましては、お忙しいところ臨時会にご参集いただき、まことにありがとうございます。

新年度が始まり、人事異動などで各部署では新しい顔ぶれの職員が新しく業務に専念しているところであります。

本臨時会には、税条例、国民健康保険税条例、平成29年度一般会計補正予算、固定資産評価員の選任など、それぞれ専決処分の承認を求めることについてご提案申し上げます。

また、下仁田町ガス事業譲渡に伴う関係条例の整理に関する条例について、さらに財産の処分についてご提案申し上げます。とりわけ、長年の懸案でありましたガス事業民営化については議員各位のご理解のもと、事務処理を進めてまいりましたが、ようやく目に見える形でご提案できるよう準備が整いました。

詳細につきましては、後ほど担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成30年第2回議会臨時会開会に当たりましての挨拶といたします。

○議長 堀口博志 ここで、暫時休憩をいたします。

なお、引き続きまして、302委員会室において全員協議会を開催いたしますので、議案書をお持ちの上、移動をよろしく願いいたします。

休 憩 午前10時03分

再 開 午前11時25分

○議長 堀口博志 休憩を解いて再開いたします。

○議長 堀口博志 日程第3、第37号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町固定資産評価員の選任について）を議題といたします。

提案理由の説明を町長公室長に求めます。町長公室長
（神戸宏町長公室長 登壇）

○町長公室長 神戸宏 命によりまして、第37号議案をご提案、ご説明いたします。

第37号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成30年4月20日提出

下仁田町長 原秀男

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町固定資産評価員の選任についてを専決処分する。

平成30年4月1日

下仁田町長 原秀男

次のページをお願いいたします。

下仁田町固定資産評価員の選任について。

下仁田町固定資産評価員に下記の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所

氏名 林通典

平成30年4月1日。

下仁田町長 原秀男

理由でございます。

人事異動により、平成30年4月1日付で選任する必要が生じたためでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第37号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 堀口博志 ご異議ないものと認めます。

よって、第37号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時27分

再 開 午前11時28分

○議長 堀口博志 休憩を解いて再開いたします。

○議長 堀口博志 日程第4、第38号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長

（林通典住民税務課長 登壇）

○住民税務課長 林通典 命によりまして、第38号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第38号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成30年4月20日提出

下仁田町長 原秀男

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

平成30年3月31日

下仁田町長 原秀男

（理由）

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令などの一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、関連する下仁田町税条例の一部改正を行う必要が生じたためでございます。

次のページをお願いいたします。

下仁田町税条例の一部を改正する条例。

下仁田町税条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

6 ページをお願いいたします。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第38号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。

よって、第38号議案は原案のとおり承認されました。

○議長 堀口博志 日程第5、第39号議案 専決処分の承認を求めることについて(下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長

(林通典住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 林通典 命によりまして、第39号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第39号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年4月20日提出

下仁田町長 原秀男

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町国民健

康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

平成30年3月31日

下仁田町長 原秀男

(理由)

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令などの一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、関連する下仁田町国民健康保険税条例の一部改正を行う必要が生じたためでございます。

次のページをお願いいたします。

下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

下仁田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「54万円」を「58万円」に改める。

第23条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の下仁田町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第39号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。

よって、第39号議案は原案のとおり承認されました。

○議長 堀口博志 日程第6、第40号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度下仁田町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

（浅川幸則総務課長 登壇）

○総務課長 浅川幸則 命によりまして、第40号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第40号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成30年4月20日提出

下仁田町長 原秀男

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成29年度下仁田町一般会計補正予算（第9号）を専決処分する。

平成30年3月31日

下仁田町長 原秀男

次のページをお願いいたします。

平成29年度下仁田町一般会計補正予算（第9号）

平成29年度下仁田町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,047万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,275万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年3月31日専決処分

下仁田町長 原秀男

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

2款地方贈与税19万1,000円、3款利子割交付金61万9,000円、4款配当割交付金44万2,000円、5款株式等譲渡所得割交付金102万7,000円、6款地方消費税交付金1,024万6,000円、7款ゴルフ場利用税交付金219万3,000円、8款自動車取得税交付金575万4,000円、9款地方特例交付金37万3,000円、10款地方交付税598万3,000円の減、13款使用料及び手数料3万円、14款国庫支出金9万7,000円、次のページへいきまして、15款県支出金150万6,000円、17款寄附金659万7,000円の減、18款繰入金4,410万7,000円の減、20款諸収入186万2,000円の減、21款町債440万円の減、歳入合計55億322万5,000円から4,047万1,000円を減額し、54億6,275万4,000円としております。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款議会費19万円の減、2款総務費1,199万1,000円の減、3款民生費206万2,000円の減、4款衛生費95万円の減、5款労働費30万円の減、6款農林水産業費168万5,000円の減、7款商工費1,092万3,000円の減、8款土木費153万1,000円の減、9款消防費175万9,000円の減、次のページに移りまして、10款教育費908万円の減、歳出合計55億322万5,000円から4,047万1,000円を減額し、54億6,275万4,000円としております。

6ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正(変更)でございます。

起債の目的、過疎対策事業(過疎対策事業債)限度額4億7,650万円から280万円を減額し4億7,370万円に、起債の目的、緊急防災・減災事業債、限度額1,930万円から160万円を減額し1,770万円とし、限度額計7億1,280万円から440万円を減額し7億840万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じで記

載のとおりでございます。

7 ページからの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1 の総括につきましては説明を省略させていただきます。

また、9 ページの2 の歳入及び13 ページの3 の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第40号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。

よって、第40号議案は原案のとおり承認されました。

○議長 堀口博志 日程第7、第41号議案 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第4号))を議題といたします。

提案理由の説明を建設ガス水道課長に求めます。建設ガス水道課長

(林光一建設ガス水道課長 登壇)

○建設ガス水道課長 林光一 命によりまして、第41号議案をご提案、ご説明申し上げます。

第41号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成30年4月20日提出

下仁田町長 原秀男

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成29年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第4号)を専決処分する。

平成30年3月31日

下仁田町長 原秀男

次のページをお願いします。

平成29年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）。

平成29年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ112万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,661万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年3月31日専決処分

下仁田町長 原秀男

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正ですが、款の区分と補正予算額のみ申し上げます。

歳入をごらんください。

2款使用料及び手数料4万円、3款国庫支出金790万9,000円、4款県支出金25万円の減、5款財産収入2,000円、6款繰入金37万3,000円、7款諸収入10万3,000円、8款町債930万円の減、歳入合計、補正前予算額6,774万1,000円から112万3,000円を減額し、6,661万8,000円としております。

次に、歳出をごらんください。

1款浄化槽事業費109万1,000円の減、2款公債費3万2,000円の減、歳出合計、補正前予算額6,774万1,000円から112万3,000円を減額し、6,661万8,000円としております。

第2表 地方債補正（変更）でございます。

起債の目的、浄化槽施設設置事業（下水道事業債）限度額550万円及び浄化槽施設設置事業（過疎対策事業債）限度額540万円、限度額計1,090万円から下水道事業債を470万円減額し80万円に、過疎対策事業債を460万円減額し80万円とし、限度額計160万円にしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じで記載のとおりであります。

次に、歳入歳出予算事項別明細書ですが、1の総括については説明を省略させていただきます。

5ページの2の歳入、7ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第41号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。

よって、第41号議案は原案のとおり承認されました。

○議長 堀口博志 日程第8、第42号議案 下仁田町ガス事業譲渡に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を建設ガス水道課長に求めます。建設ガス水道課長

(林光一建設ガス水道課長 登壇)

○建設ガス水道課長 林光一 命によりまして、第42号議案をご提案、ご説明申し上げます。

第42号議案 下仁田町ガス事業譲渡に伴う関係条例の整理に関する条例。

(下仁田町水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 下仁田町水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、第1条の改正内容につきましては、さきの全員協議会においてご説明いたしましたので、省略させていただきます。

(下仁田町ガス供給条例の廃止)

第2条 下仁田町ガス供給条例は、廃止する。

附則。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年4月20日提出

下仁田町長 原秀男

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第42号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。

よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 日程第9、第43号議案 財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を建設ガス水道課長に求めます。建設ガス水道課長

(林光一建設ガス水道課長 登壇)

○建設ガス水道課長 林光一 命によりまして、第43号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第43号議案 財産の処分について。

次の土地、建物等(ガス供給施設)を売り払いたいのので、下仁田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1 処分する財産。

土地(各整圧所敷地) 303.27平方メートル。

建物(供給所建物) 一式。

構築物 一式。

機械及び装置 一式。

導管 一式。

ガスメーター 一式。

工具器具及び備品 一式。

2 処分の目的 ガス事業の譲渡。

3 処分年度 平成31年度（譲渡日 平成31年4月1日）。

4 売払い予定価格 1億8,000万円。

5 契約の相手方 静岡県焼津市塩津74番地の3 東海ガス株式会社
代表取締役社長 高橋信吾。

平成30年4月20日提出

下仁田町長 原秀男

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第43号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 堀口博志 挙手全員です。

よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任願ひしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 堀口博志 異議なしと認めます。よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願ひします。

これをもちまして、平成30年第2回下仁田町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉 会

平成30年4月20日 午前11時56分

以上は、会議の経過を記載したものである。その内容に相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 堀 口 博 志

署名議員 佐 藤 勇 二

署名議員 千 野 榮 治
